

平成27年度 事業計画書



社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会

平成27年度 事業計画

〔基本方針〕

社会情勢の変化などにより社会福祉へのニーズは、ますます複雑多様化してきています。そのような中、平成27年度の介護保険制度の改正では、ボランティアや地域の支え合い体制作りや高齢者の社会参加、生活全般を支援するコーディネーターの設置など、地域福祉活動の要素が多く盛り込まれており、地域・ボランティア活動や社会参加の場の充実、新たな支え合いの仕組みが必要となります。

また、生活困窮者自立支援法も施行され、生活困窮に陥った方が少しでも早く‘経済的困窮と社会的孤立からの脱却’をし自立した生活が送れるよう、関係機関同士が今まで以上に密接なネットワークを構築し連携した取り組みが必要となります。

その他、高齢や障がいにより判断能力が充分でない方が、消費者被害や人権侵害にあうケースが増加しており、その方たちの財産と権利を擁護するための取り組みも今まで以上に必要となっています。

以上のようなことから「地域福祉」を推進する社協への期待が膨らむ反面、存在意義が問われることとなります。

御浜町社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中核となる組織として、また、住民主体となる組織として、ボランティアや市民活動、地域活動など幅広い支援体制の充実と関係団体や行政とのネットワーク作りを進めていきます。

社協内においては、個々の専門性をより高め、係間が連携し全職員が一体となってニーズ把握に取り組み、時代にあった生活支援が充実できるよう進めていきます。

また、より安定した事業展開を目指して、役職員が一体となって今まで以上に健全かつ効率的な組織経営に取り組む必要があります。

平成27年度は、社会福祉協議会が「地域福祉の時代」にふさわしい民間組織となるよう、基本理念である「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を掲げ、4つの推進目標である

1. 組織体制の強化と各種事業の健全経営を図る
2. 住民参加と協働による福祉社会の実現を目指す
3. 地域住民を視点においた総合的な支援体制を充実する
4. 多様で柔軟な福祉サービスの提供を目指す

に即した各種事業を、地域住民をはじめ、さまざまな機関・団体等と協働しながら、次の御浜町社会福祉協議会事業体系に基づき実施してまいります。

【 事業体系 】

組織の充実強化、法人の健全経営への取り組み

1. 理事会の機能・役割の強化
2. 各種委員会の運営と業務改善への取り組み
3. 労務管理・会計実務等の充実
4. 各種リスクマネジメント対策の推進
5. 職員の資質向上研修会の開催
6. 社協会員の募集
7. 自主財源の充実
8. 市町社会福祉協議会間の連携強化
9. 行政等関係機関・団体との連携強化
10. 災害時に関する研究と協議

ボランティアセンターの充実に向けた取り組み

1. ボランティア・市民活動センターへの移行
2. 災害ボランティアセンターの研究と準備
3. ボランティアコーディネーター資質の向上
4. ボランティア育成事業の実施
5. 児童生徒ボランティア啓発事業の実施
6. てんとうむしの発行

地域内の福祉活動支援と地域福祉教育への取り組み

1. ふれあいサロンの開催
2. ふれあい配食サービスの実施
3. 子育てサロンの開催
4. 神木ほのぼの館を活用した地域福祉活動の展開
5. ささえあいサービス事業の実施
6. みはまっこ体験クラブの実施
7. 福祉意識啓発事業の実施
8. 地域福祉教育推進事業の実施
9. 高齢者見守り活動の推進
10. 防災・災害救援に関する取り組み
11. 社協だより等広報活動の推進
12. 民生委員児童委員協議会との協働活動の推進
13. 御浜町敬老会の開催
14. 地域福祉推進を目的とする関係機関・団体との協働活動の推進

地域内の相談支援と生活支援への取り組み

1. ふれまち総合相談事業の実施
2. 障がい者相談支援事業の実施
3. 日常生活自立支援事業（旧：地域福祉権利擁護事業）の実施
4. 要福祉対象者の権利擁護に関する研究・協議
5. あんしん訪問相談事業の実施
6. 福祉有償運送サービスの実施
7. 当事者及び当事者組織に対する支援の実施
8. 生活福祉資金等の貸付と生活困窮者支援活動の実施
9. 在宅介護支援事業の実施
10. 見守り・緊急時対応システム事業の実施

在宅における各種介護サービス提供への取り組み

1. 介護保険・居宅介護支援事業の実施
2. 介護保険・訪問介護事業の実施
3. 介護保険・通所介護事業の実施
4. 介護保険・訪問入浴事業の実施
5. 障害者総合支援法・指定計画相談支援事業の実施
6. 障害者総合支援法・居宅介護事業の実施
7. 障がい者デイサービス事業（日中一時支援事業）の実施
8. いきいきデイサービス事業の実施

その他の取り組み

1. 関係団体等の事務局業務の実施
2. 福祉団体等に対する協力
3. 共同募金等各種募金活動の展開
4. 御浜町福祉健康センター指定管理業務の実施

◆組織の充実強化、法人の健全な運営への取り組み◆

項 目	事 業 内 容	備 考
1. 理事会の機能・役割の強化	理事会を年4回以上開催し、執行機関として予算、決算、事業計画、事業報告、定款規程等の制定・改正、運営・経営に関する事等、重要事項を協議決定する。	
2. 各種委員会の運営と業務改善への取り組み	社協内に役職員による各種委員会を設置し、事業経営及び福祉事業に必要な事項について研究協議又は審議することにより健全な運営を図る。 ○総務委員会（年2～4回） ○貸付審査委員会（必要時開催）	
3. 労務管理・会計実務等の充実	時代に即した事業運営を目指すためには、適正な労務管理・雇用管理・会計管理の実施は必須である。それぞれの事項について研修を受けながら充実を図る。 平成27年度から新会計基準に移行を行う。	
4. 各種リスクマネジメント対策の推進	苦情解決のシステムの構築、第三者委員の設置、福祉サービス情報公表の実施、介護事故や災害時の対応等、法人運営に関して発生する様々なリスクに対して、適切な対応が図れるよう各種研修会への参加を図る。 ○第三者委員 上ミ地 祥 浩 氏 下 田 鈴 氏	
5. 職員の資質向上研修会の開催	各職員の資質を高めるとともに社協サービスの向上を目的として、研修体系に基づき専門的な研修の機会を設ける。 ○介護サービスに関する知識技術に関する研修 ○職員の倫理意識・接遇技術に関する研修 ○ワーカー技術向上のための研修会 ○常勤職員定期研修会 ほか	
6. 社協会員の募集	会費徴収を職員が中心となり実施する。(徴収時期：2月～3月) ○一般会員 1,000円（1口あたり） ○法人会員 3,000円（1口あたり）	
7. 自主財源の充実	財政状況が厳しい中、社協の自主財源確保は重要課題である。地域福祉推進の事業費となる社協会費、寄付金、共同募金についてはもちろんのこと、新たな公益事業の開拓や助成金についても積極的に取り組む。 ○社会福祉基金 ○社協基盤整備積立金 ほか	

項 目	事 業 内 容	備 考
8. 市町社会福祉協議会間の連携強化	<p>三重県下の社会福祉協議会同士が積極的に情報交換等を行うことで健全な法人運営や社協事業の充実を図る。特に熊野市・紀宝町の各社協とは密接な連携をとり広域を意識した各種会議や研修会を開催していく。</p> <p>○三重県社会福祉協議会主催の各種会議・研修会 ○熊野市・紀宝町・御浜町社会福祉協議会連絡会議ほか</p>	
9. 行政等関係機関・団体との連携強化	<p>御浜町地域福祉（活動）計画において、行政・社協・住民の役割が明記されているように、今後の社協の地域福祉事業を充実させるためには、財政面も含め行政等の理解と支援が必要となる。また、事業実施にあたっては多様な関係機関・団体との連携が必要であり強化に努める。</p>	
10. 災害時に関する研究と協議	<p>社協が災害時や平時の災害対策として、どのような事業展開や一役を担えるかを研究すると共に、行政等との協議も引き続き行う。また、災害時の社協事業継続についても研究を行う。</p>	

◆ボランティアセンターの充実に向けた取り組み◆

項 目	事 業 内 容	備 考
1. ボランティア・市民活動センターへの移行	<p>近年、ボランティア活動範囲の拡大や NPO・市民活動との連携も必要となってきており、ボランティアセンターの担う役割範囲はますます拡大している。平成 27 年度も引き続き、ボランティア・市民活動センターへの移行を前提とし、各種団体と協議を進める。</p>	
2. 災害ボランティアセンターの研究と準備	<p>災害時に設置される「災害ボランティアセンター」について、社協が運営に大きな役割を果たす。</p> <p>大災害時でも円滑な運営ができるよう、行政と引き続き協議を行うと共に、平成 24 年から平成 26 年度の災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者等と研修会や訓練を行いセンター機能の強化を図る。</p> <p>その他、必要な機材や備品の整備を行う。</p>	
3. ボランティアコーディネーター資質の向上	<p>ボランティアに関する担当職員としてボランティアコーディネーター（通称：ボラコ）を設置している。</p> <p>コーディネート業務にはケースワークとグループワーク等の相談援助技術や知識が必要であるため、三重県社会福祉協議会主催の専門研修への参加や、県や近隣ボラコとの会議への参加を通じて資質向上に努める。</p> <p>○ボランティアコーディネーター（1名・兼務）</p>	

項 目	事 業 内 容	備 考
4. ボランティア育成事業の実施	<p>ボランティアの発掘育成は、福祉に関する意識啓発、住民参加による福祉活動など「ふくしの町づくり」のために重要な事業に位置づけられる。</p> <p>平成 27 年度は、従来の講座に加え、時代に即した担い手の育成として、高齢者や障がい者、子育て等のサポートを行うボランティアの養成も行う。</p> <p>○学生ボランティア講座（年 1 回） ○しゅみ活動講座（年 2 回） ○夏休み親子手話教室（年 1 回・手話サークルへ依頼） ○ボランティア活動のニーズに即した講座（随時） ○福祉担い手養成講座 ○子育てサポートボランティア養成講座</p>	
5. 児童生徒ボランティア啓発事業の実施	<p>町内の学校と連携し、学校における児童生徒の福祉教育、福祉啓発を目的として町社協が指定し助成をする。</p> <p>また各学校の授業上での福祉体験等の依頼を受け、福祉健康センター又は必要に応じて学校での出前福祉講座等を開催する。</p> <p>○ボランティア協力校（各 3 万円助成） ○福祉教育推進校（1 事業につき 1 万円助成、最高 5 万円まで助成） ○各学校での出前福祉講座（適時） ○町福祉健康センターでの福祉講座（適時）</p>	
6. てんとうむしの発行	<p>ボランティア情報誌「てんとうむし」として、ボランティア登録会員宛のダイレクトメールとして発行する。（年 1 回）</p>	

◆地域内の福祉活動支援と地域福祉教育への取り組み◆

項 目	事 業 内 容	備 考
1. ふれあいサロンの開催 〈行政補助事業〉	<p>小地域における高齢者を中心として、生きがいや健康づくり、社会参加を目的とした「ふれあいサロン」（1 回あたり 2～3 時間程度・10 地区で開催）を開催する。</p> <p>平成 26 年度にプログラムの変更を行ったことで、参加者や支援ボランティアの意識も変化してきた。平成 27 年度は、地区の状況を勘案しながら、回数の増加や自立運営を促していく。</p> <p>○神木 ○尾呂志 ○阿田和上地 ○上市木 ○志原 ○阿田和 ○山地 ○下市木 ○引作・柿原 ○萩内団地</p>	

項 目	事 業 内 容	備 考
2. ふれあい配食サービスの実施 (行政補助事業)	<p>地域の一人暮らし等の高齢者に対して、同じ地域のボランティアによる調理・配食を通じ、ふれあい訪問型の配食サービス活動が展開されている。今年度も全地区（6地区）で展開する。</p> <p>○上市木地区 ○下市木地区 ○志原地区 ○神木地区 ○阿田和地区 ○尾呂志地区</p>	
3. 子育てサロンの開催	<p>保護者やボランティア、子育てサロン支援協力者が一緒になって、保護者同士の交流やリフレッシュできる場として「ちびっこランド」を開催する。</p> <p>○ちびっこランド志原（毎月1回） ○ちびっこランド市木（毎月1回）</p>	
4. 神木ほのぼの館を活用した地域福祉活動の展開	<p>神木ほのぼの館を地域の福祉拠点の1つと位置づけ、神木や町域のニーズや現状に合わせて、ボランティア等の協力を得ながら地域福祉活動の展開を図る。 また、神木における訪問活動等も重点的に行う。</p> <p>○よりみち広場（毎週火・木曜日 午後開催） ○子育てや介護予防等のニーズに応じた一般開放 ○ボランティア活動の場としての提供</p>	
5. ささえあいサービス事業の実施	<p>利用者及び提供者が相互に会員となり、高齢者や母子家庭等なんらかの支援を要する方の生活支援として、家事（掃除や買物等）や要介護者の見守りなどの行為を有償で行うことにより、時代にあった支え合いの仕組み作りを行う。 平成27年度も引き続き、ニーズに応じて新しい支援活動が見出せるよう取り組みを行う。</p> <p>○利用会員（53名）、提供会員（23名）</p>	
6. みはまっこ体験クラブの実施	<p>町教育委員会やボランティアとの協働で、子どもたちがさまざまな体験活動ができる場と気軽に安心して集える場（たまり場）作りとして開催する。また、新しい人間関係や仲間づくり、地域の様々な世代の方々とのふれあい通じて、子どもたち自身が地域を理解し、活動する自覚や能力を育成する。平成27年度は、年間8講座程度を予定しており、多くの児童が参加できるよう各地区の公民館等を活用する。</p> <p>○ダンス講座 ○科学教室 ○竹工作 等</p>	
7. 福祉意識啓発事業の実施	<p>住民の福祉意識の啓発については、不断なく継続して実施することが大切である。今年度もイベント等を通じて広く福祉に対する理解を深めていただくことを目的に実施する。</p> <p>○福祉映画会の上映（年1回） ○あいあいまつりの開催（年1回）</p>	

項 目	事 業 内 容	備 考
8. 地域福祉教育推進事業の実施	<p>小地域を対象とする福祉教育を実施し、福祉に対する関心と地域コミュニティーの意識啓発を図る。</p> <p>小地域における世代間交流、児童健全育成、コミュニティー形成を目的とするイベントに対して町社協が指定し助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉コミュニティー推進事業（地区助成事業） ○地域福祉活動助成事業（小地域助成事業） 	
9. 高齢者見守り活動の推進	<p>各地域において認知症や虚弱などにより、近隣住民との関係が希薄となっている高齢者をフォーマルだけではなく、インフォーマルな活動へとつなげていくため、民生委員児童委員や地域ボランティアと連携し、毎月2回定期的に見守りを行う。</p>	
10. 防災・災害救援に関する取り組み	<p>行政や民生委員児童委員協議会と協働して、災害時における要福祉対象者の安否確認活動を地域に働きかける。また、防災をきっかけとした福祉教育を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンターに関する会議への参加 ○要災害時援護者対策への協力 ○御浜町防災会議への参加 	
11. 社協だより等広報活動の推進	<p>社協事業の紹介や福祉情報の提供等を通じて、社会福祉協議会及び福祉を理解していただくことを目的に広報活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社協だよりの発行（年12回） ○地方新聞社、ZTVへの記事提供等 ○社協会員への会員だよりの発行（年1回） ○インターネットを活用した広報活動 (HP、ブログ、SNS等) 	
12. 民生委員児童委員協議会との協働活動の推進	<p>地域福祉の推進、住民やボランティアによる町づくりについては、民生委員児童委員、主任児童委員も同じ使命を持って活動されている。社協では、民生委員児童委員協議会と密接な連携を図りながら共通の目的達成のために協働して活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○御浜町民生委員児童委員協議会 	
13. 御浜町敬老会の開催 〈行政受託事業〉	<p>行政からの受託により、御浜町敬老会を開催する。</p>	
14. 地域福祉推進を目的とする関係機関・団体との協働活動の推進	<p>地域福祉を推進する上で、行政はもとより様々な機関・団体との連携が求められる。社協の特性を生かし多様な機関・団体との連携を深めるとともに、必要に応じて協働活動を推進する。</p>	

◆地域内の相談支援と生活支援への取り組み◆

項 目	事 業 内 容	備 考
1. ふれまち総合相談事業の実施	<p>社協事務所内へ総合相談窓口を設置し、住民からの相談に応じるとともに、必要に応じて適切な関係機関へつなぐ。</p> <p>携帯電話等の活用など住民が気軽に相談できる体制をつくとともに、行政や専門機関との連携強化を図る。</p> <p>その他、幅広い相談に対応できるようワーカースキルのレベルアップを図る。</p> <p>○社協事務所内・総合相談窓口（平日業務時間・土日等は携帯電話にて対応）</p>	
2. 障がい者相談支援事業の実施 〈行政受託事業〉	<p>障がい者特定相談支援事業と一体的に行い、障がい者に対する相談事業の充実を図る。</p>	
3. 日常生活自立支援事業（旧：地域福祉権利擁護事業）の実施	<p>認知症の高齢者や、知的又は精神に障がいがある方などで判断能力が十分でない方に対し、福祉サービス利用の手続きや日常的な金銭管理及び書類等の預かりサービスなどを行い、その権利を擁護するとともに、在宅における自立生活を支援する。</p> <p>○推進員（正規1名・兼務） ○生活支援員（パート3名）</p>	
4. 要福祉対象者の権利擁護に関する研究・協議	<p>権利擁護に関しては、日常生活自立支援事業による取り組みを行っているものの、利用者の判断能力の低下や事業範囲により十分な擁護ができないケースが発生している。</p> <p>このような中、弁護士や関係機関と地域の権利擁護や成年後見制度による法人後見人の研究・協議を行う。また、現在、社協として関わっている方の必要性によっては、モデル的に法人後見人としての受任も視野に入れ検討を行う。</p> <p>○紀南権利擁護支援体制連絡会への参加</p>	
5. あんしん訪問相談事業の実施	<p>在宅の一人暮らしや虚弱高齢者等のうち地域社会等と関わりを持たず、つながりが希薄となり孤立する世帯に対して、職員が定期的に訪問し、社会的孤立感の解消及び地域社会とのつながりづくりを行うと共に福祉ニーズの早期発見を目的に「あんしん訪問相談事業」を実施する。</p> <p>○対象者（4名）</p>	
6. 福祉有償運送サービスの実施	<p>道路運送法にもとづき、要介護状態等の高齢者及び心身の障がいにより、単独では公共交通機関の利用が困難な方に対して、福祉車両等による有償運送サービスを実施する。</p> <p>○福祉有償車両（6台保有） ○利用者数（約20名）</p>	

項 目	事 業 内 容	備 考
7. 当事者及び当事者組織に対する支援の実施	<p>障がい者の方々が、自分たちで集まり生きがいや交流を深めるグループに対して、ボランティアとの協働により運営の支援をする。また、在宅の虚弱高齢者や心身障がい者など社会的弱者に対して、ボランティアや民生委員児童委員との協働による支援を行うほか、社会参加を図る各種支援事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○フレンドの会（知的障がい者・年7回） ○あくしゅの作成と配布（高齢者・約300部・年4回） ○紀南地域生活交流会の開催（知的障がい者・年4回） ○声の広報の録音と配布（視覚障がい者等） ○歳末事業（知的障がい者・子育て家族等） 	
8. 生活福祉資金等の貸付と生活困窮者支援活動の実施	<p>低所得者世帯等を対象に、民生委員児童委員との協働で経済的に困っている方々に対し、各種福祉資金の貸付をすることで自立生活の支援を行う。また、継続した関わりが必要な生活困窮世帯には、県社協との連携した支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金（県社協） ○しあわせ金庫（町社協） ○貸付審査委員会（必要時開催） ○三重県生活相談支援センター（県社協）との連携 	
9. 在宅介護支援事業の実施	<p>日頃、在宅で介護されている家族又は要支援・要介護の状態となっている方々に対して、在宅介護負担の軽減を目的に必要な介護機器・福祉車両等の貸出を行うとともに、介護者の心身のリフレッシュを図るための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉車両の貸出し（原則として無料・要予約） ○在宅福祉機器の貸出し（有料。但し短期間のみ無料） ○寝たきり者等寝具消毒サービス（有料） ○在宅介護者のつどいの開催（年1回） 	
10. 見守り・緊急時対応システム事業の実施 〈行政受託事業〉	<p>在宅のひとり暮らし等で見守りを要する高齢者に、日々の安否や緊急時に迅速で適切な対応を可能とするシステムの整備・運用を行うことで、高齢者の在宅生活の支援を行う。</p>	

◆在宅における各種介護サービス提供への取り組み◆

項 目	事 業 内 容	備 考
1. (介護保険) 居宅介護支援事業の実施	<p>居宅介護支援事業では、利用者の心身の状況や環境、利用者及び家族の希望等を勘案し、計画に基づく介護サービスの提供が確保されるように支援すると共に、利用者が主体的に介護サービスを選択することで、自分の人生を自分で作っていくという、自立への意欲を大切にしながら支援を行う。</p> <p>○介護支援専門員[ケアマネジャー]（正規4名、常勤臨時1名） ○1月あたりのケアプラン数（130件）を目指す。</p>	
2. (介護保険) 訪問介護事業の実施	<p>訪問介護事業では、個人の価値観とそれまでの生活を尊重し理解することで、その人らしい自立した生活を送ることができるように支援を行う。</p> <p>専門的な知識や技術を持って関わることで、利用者一人ひとりの残存能力を生かし、意欲を引き出す。</p> <p>○サービス提供責任者（2名） ○訪問介護員[登録ヘルパー含む]（13名） ○介護福祉士資格取得率の70%以上を維持 ○1月あたりの延べ訪問回数（750回）を目指す。</p>	
3. (介護保険) 通所介護事業の実施	<p>通所介護事業では、利用者の社会的孤立感の解消と、心身機能の維持、向上を図ることで、健全で安定した生活が送れるように支援を行う。</p> <p>その家族の身体的、精神的負担を軽減できるよう、個別のニーズに合わせた技術提供と、利用者、家族から喜ばれる柔軟なサービス提供を目指す。</p> <p>○生活相談員（2名）・看護職員（1～2名）・機能訓練指導員（1名）・介護職員（7～10名）・調理師（2～3名）等、利用者状況により適正な人員配置を図る。 ○1日あたりの平均利用者数（35名）を目指す。</p>	
4. (介護保険) 訪問入浴事業の実施	<p>訪問入浴事業では、利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持を図ることができるよう、安全で快適な入浴の支援を行う。</p> <p>家族とのコミュニケーションを大切に、信頼関係を築けるよう専門的知識と技術の提供に努める。</p> <p>○看護職員（1名）・介護職員（2名）を配置 ○月あたりの平均利用者数（20名）を目指す。</p>	

項 目	事 業 内 容	備 考
5. (障害者総合支援法) 指定計画相談支援事業の実施	<p>障がい者がサービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行う。</p> <p>○相談支援専門員（正規1名）</p>	
6. (障害者総合支援法) 居宅介護事業の実施	<p>知的・精神・身体障がい者・児童居宅介護（ホームヘルプ）事業では、在宅で自立生活をおくることができるよう適切な家事・介護・相談・外出支援等の各種サービスを提供する。社会との関わりや個々のニーズを大切にし、専門知識の習得及び技術の向上を図るため研修等に積極的に参加を行う。</p> <p>○サービス提供責任者（1名・兼務） ○訪問介護員〔登録ヘルパー含む〕（13名・兼務）</p>	
7. 障がい者デイサービス事業（日中一時支援事業）の実施	<p>障がい者デイサービス事業では、利用者一人ひとりの個性を尊重し、社会と関わりを持てる行事を通じて充実感・達成感を感じていただけるよう支援を行う。</p> <p>○毎週：水曜日 ○生活指導員（1名）・看護職員（1名）・介護職員（1名）を配置 ○1日あたりの平均利用人数（5名）を目指す。</p> <p>※その他、障害者障害者総合支援法基準該当生活介護により、介護保険通所介護事業での受け入れを行う。</p>	
8. いきいきデイサービス事業の実施 〈行政受託事業〉	<p>いきいきデイサービス事業では、虚弱高齢者を中心に要介護状態にならないよう生きがいと健康づくりを目的としたサービス提供を行う。</p> <p>○町内を10地区に分け月1回 ○生活相談員（1名）・看護職員（1名）・送迎担当職員（1名）を状況に応じて配置</p>	

◆その他の取り組み◆

項 目	事 業 内 容	備 考
1. 関係団体等の事務局業務の実施	<p>福祉関係の任意グループや団体等の事務局を持ち、運営に関する支援と協働活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○御浜町民生委員児童委員協議会 ○御浜町共同募金委員会 ○御浜町ボランティア連絡協議会 	
2. 福祉団体等に対する協力	<p>町内にある自主運営をおこなっている福祉系サークル又は団体等に対して必要に応じて協力をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○御浜町福祉団体連絡協議会 ○手話サークル・オレンジ 	
3. 共同募金等各種募金活動の展開	<p>赤い羽根・共同募金運動をはじめとする公共性が高い各種募金活動を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○共同募金運動・歳末助け合い運動 ○善意の箱（設置募金） ○国内外の災害義援金（必要時） ○三重県ボランティア基金募金 ほか 	
4. 御浜町福祉健康センター指定管理業務の実施 〈行政受託事業〉	<p>御浜町福祉健康センターとの指定管理業務を受託することで、適切に施設の管理運営業務を実施することで、住民福祉の一層の推進を図る。 業務内容は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いきいきデイサービス事業等の実施 ○障がい者相談支援業務の実施 ○施設の管理運営全般 ○施設の施設及び設備等の維持管理 等 	